

物品・役務等に係る共通の入札参加資格審査申請システムと 共同受付・審査の体制について

- 1 システム検討部会(第1回)(令和6年7月5日) 構成員意見
- 2 共通システムによる事務フロー
- 3 共同受付・審査の方法
- 4 論点

広域又は全国的な共通システムの整備の方向性について

- 事業者の利便性向上の観点からは、全国単位の共通システムや共同受付・審査体制を構築することが理想的ではないか。最終的には、都道府県単位ではなく、**全国単位の共通システムを整備することを目指すべき**ではないか。
- 一方で、**全国単位での共同化については、合意形成しにくい点が課題**である。都道府県単位の方が、地方公共団体間の意見集約をしやすい。
- 現状の市町村間の共同受付・審査の体制の構築についても相当の労力がかかった。直ちに全国単位で共同受付・審査の体制を構築することは難しいのではないか。将来的に、**全国単位の共通システムに連携することを想定しつつ、当面は都道府県単位で共通システムを整備**していくことが現実的ではないか。
- **全国単位の共通システムを整備し共同受付・審査をすることをゴールとすべき**であると考えるが、一度に全国単位で共同化することは難しいものと考えられることから、まずは、**スモールスタート**で進めていくことが現実的ではないか。
- 実際、区域外の事業者に対する物品発注はほとんどない。**全国単位で活動する事業者と地域の事業者のいずれの利便性を向上させようとするのか**によって、共通化の取組の方向性は異なるのではないか。
- **小規模事業者であっても**、地域によっては、**都道府県の区域をまたいで申請している場合**があり、全国単位で共通システムを整備した方が、事業者の利便性向上に資するのではないか。
- 代理申請を行う**行政書士は、都道府県の区域をまたいで様々な地方公共団体に申請**しているのではないか。
- **都道府県単位**で共通システムを整備する場合、事業者は、都道府県ごとに申請を行う必要が残る。このような中で定期申請の時期を共通化すると、全国的に申請する事業者にとっては、**申請の時期が重なり、事務負担が大きくなる**のではないか。
- **都道府県単位で共通項目等を個別に審査**することとなると、都道府県単位ごとに**時間差で不備に係る補正指示がなされる**など、事業者にとって不都合が生じるのではないか。

共通システムの機能について

- 国の調達ポータルに登録されている事業者と地方公共団体に登録されている事業者には、重複も多いようである。**国のシステムと都道府県・市区町村のシステムとを情報連携し、国の資格者名簿のデータを地方公共団体が利用できるようにすることが効率的ではないか。**
- 都道府県単位でスモールスタートする場合、例えば、**全国一律の事業者IDを付与して、当該IDを用いていずれの都道府県にも申請できるようにすること**、また、**事業者の情報が自動的に入力されるようにすること**などからはじめることが考えられる。将来的に、納税情報等の情報連携が可能になった段階で、全国共通のシステムを整備・運用することとするとも考えられるのではないか。
- 市町村では、物品・役務と建設工事のいずれも同一の部署において審査していることが多いと考えられる。**物品・役務等の申請システムを建設工事の申請システムから切り離すと**、これまで1つのシステムで申請できていた事業者にとっては、**不便になる**のではないか。
- 全国単位で共通システムを整備する場合においては、**様々な機能を搭載しておき、各地方公共団体において必要な機能を利用できるようにしておく形**が理想的ではないか。

共同受付・審査の体制について

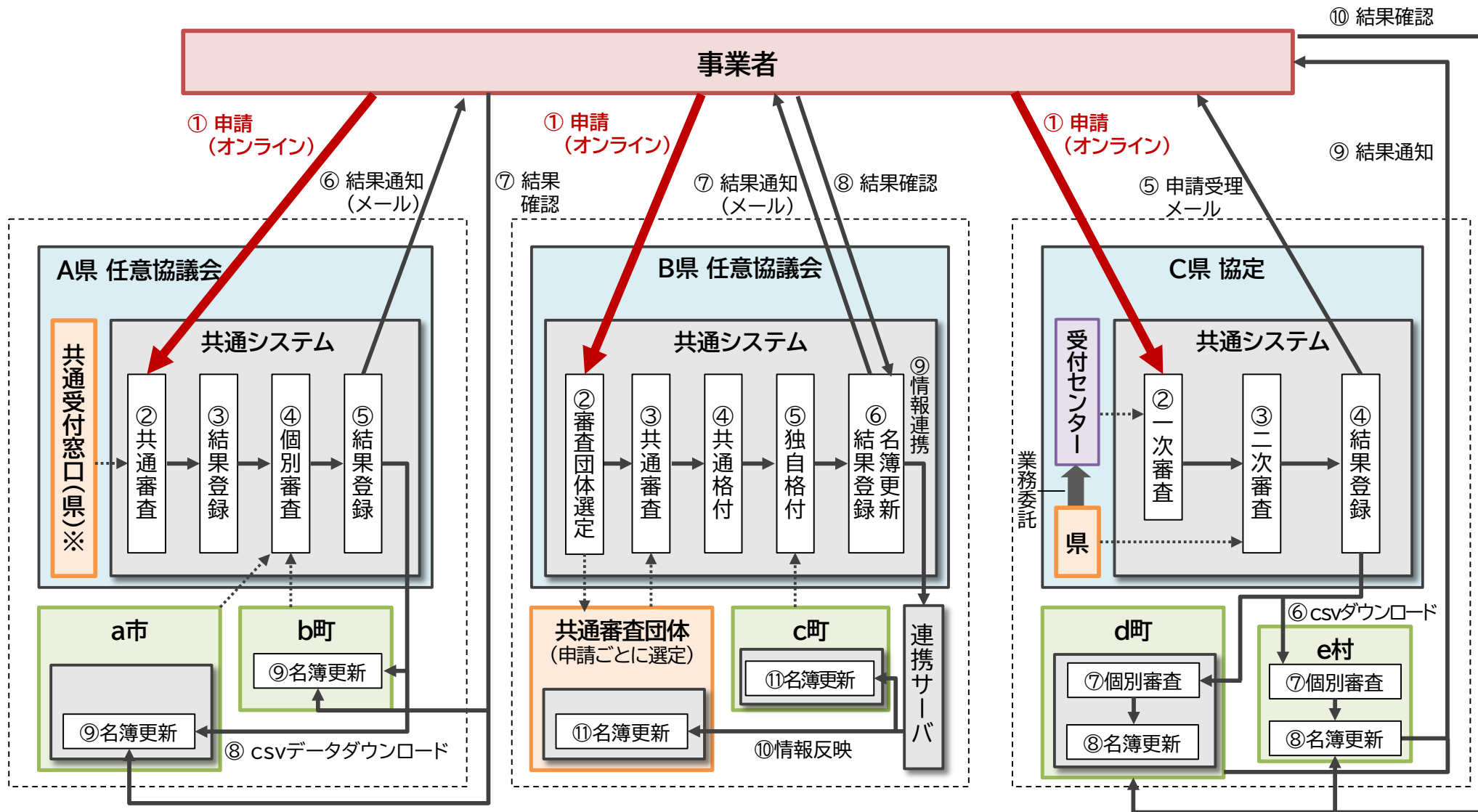
- 現状、県が主体となって共通審査をしているため、市町村にとっては、事務負担が軽減されているが、その分、県の事務負担が大きくなっている。
- **共同受付・審査の体制について**、小規模な市町村が共通審査団体として持ち回りで審査することは難しい。**県、指定都市、中核市等、ある程度人口規模が大きく、職員数が確保されている地方公共団体でなければ審査しきれない**のではないか。

- 1 システム検討部会(第1回)(令和6年7月5日) 構成員意見
- 2 共通システムによる事務フロー
- 3 共同受付・審査の方法
- 4 論点

案1 都道府県単位

- 都道府県単位で共通の入札参加資格審査申請システムを整備し、共同受付・審査を行う取組※を全国的に横展開する方法。

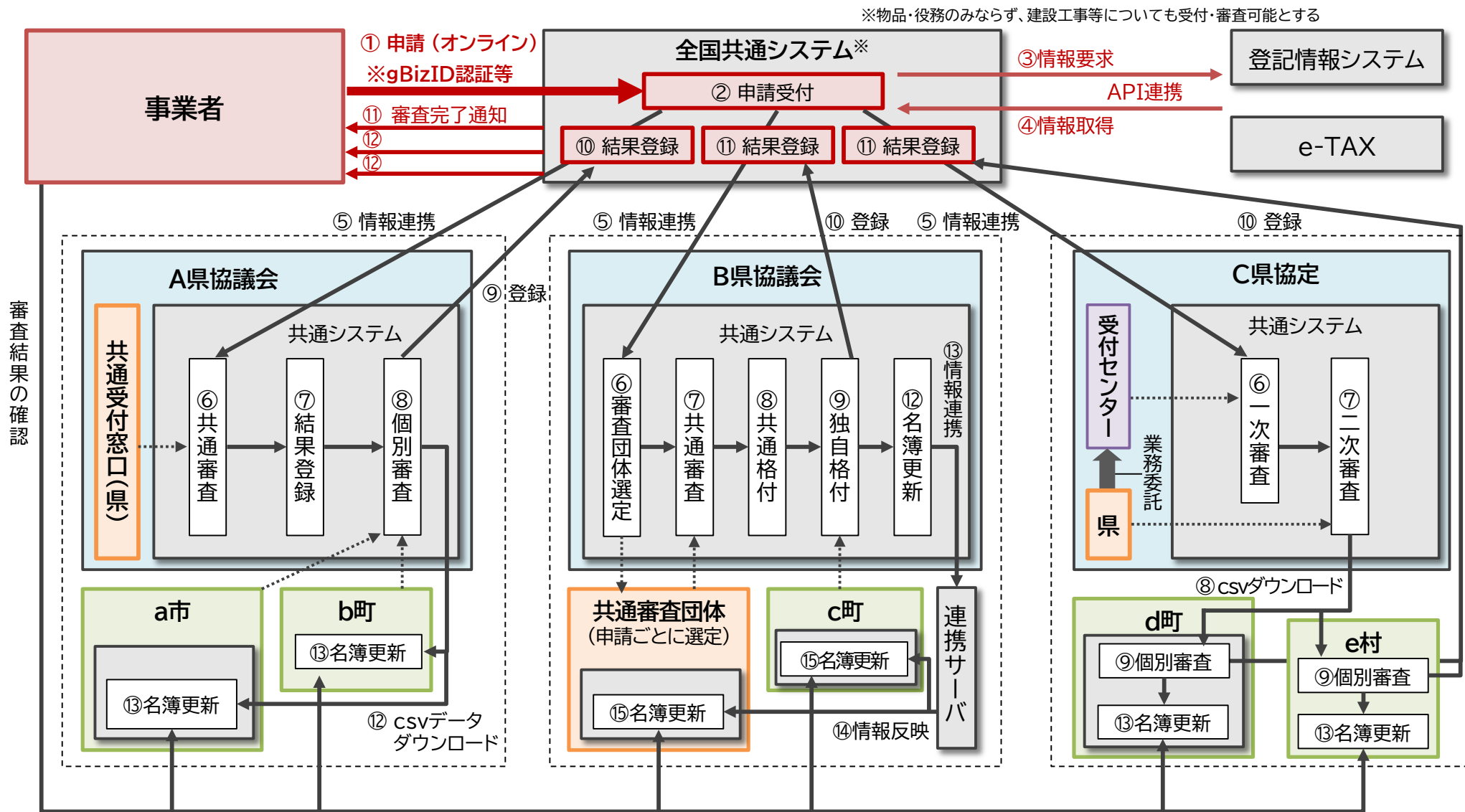
※ 物品・役務等の入札参加資格審査申請については、現在、9の府県において共同受付・審査の体制が構築されている。



※ 事業者がa市又はb町のみに申請し、A県に申請しない場合にも、A県が共通審査を行う必要。

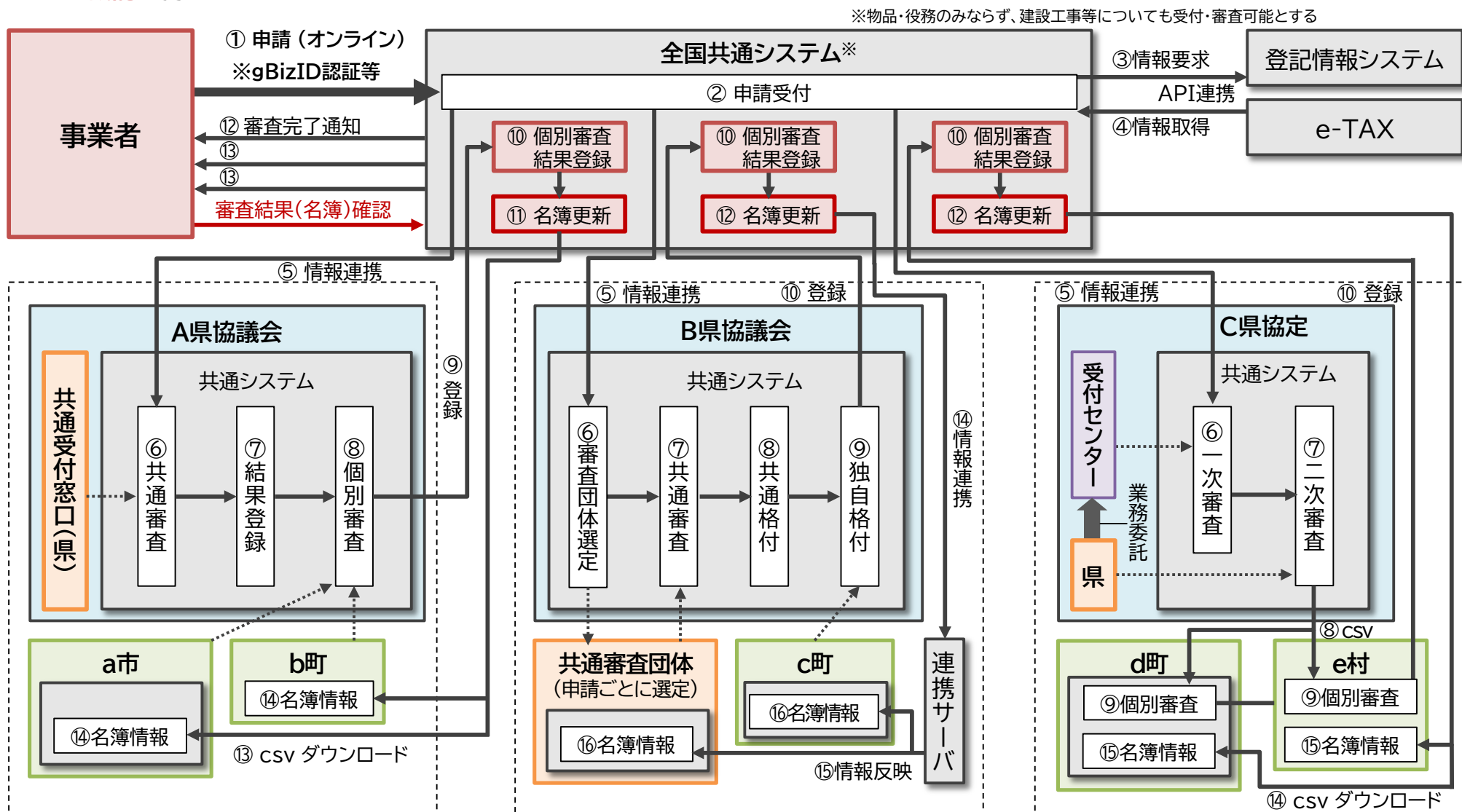
案2 都道府県単位＋全国単位(受付のみ)

- 都道府県単位で共通の入札参加資格審査申請システムを整備した上で、当該システムと連携するプラットフォーム(全国共通システム)を整備することによって、事業者が一度に全地方公共団体に対して申請することを可能とする方法。
- プラットフォーム(全国共通システム)に、**申請受付、結果登録、審査完了通知の機能**のみを持たせるもの。



案3 都道府県単位＋全国単位(受付・名簿更新のみ)

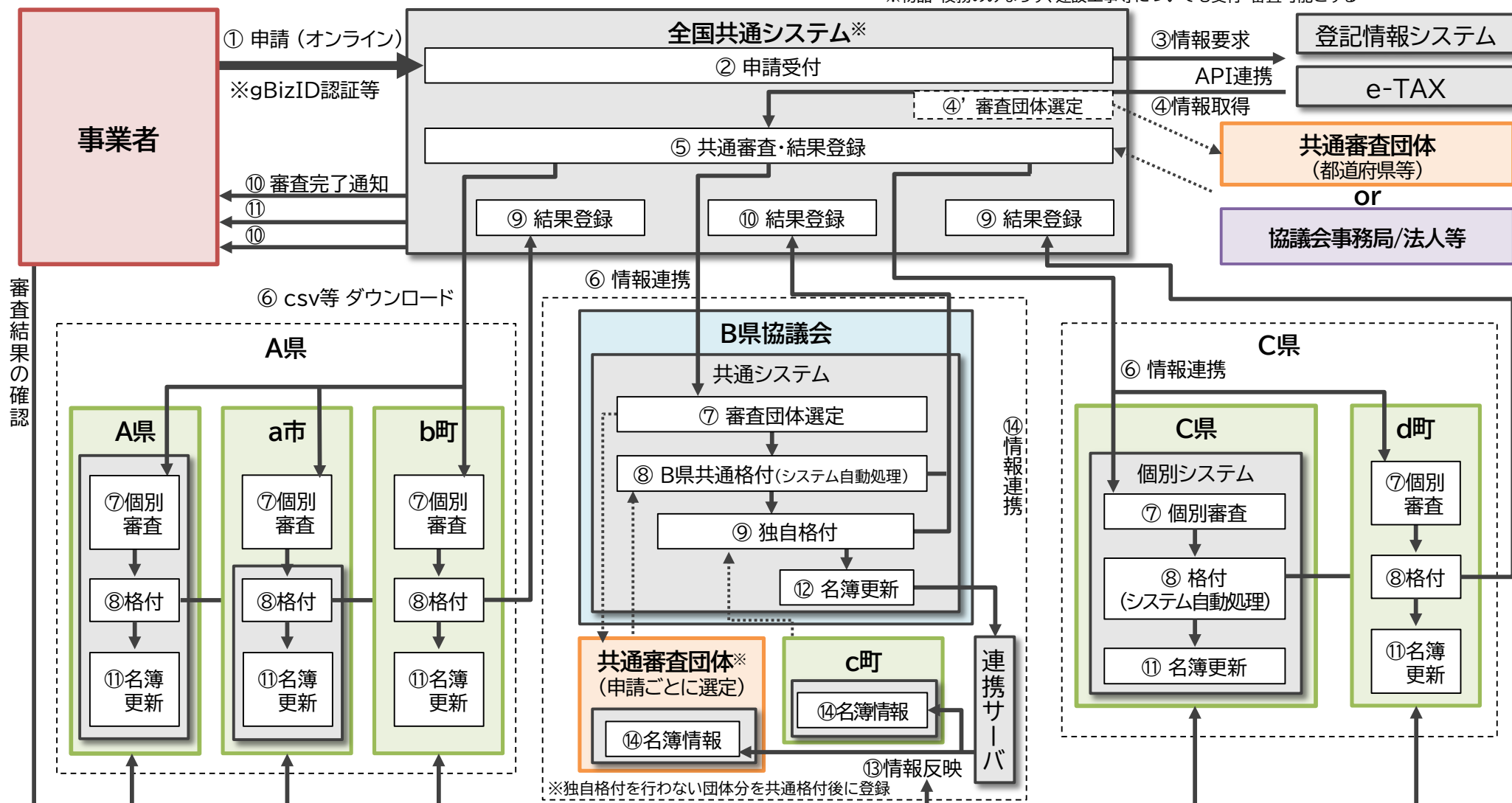
- 都道府県単位で共通の入札参加資格審査申請システムを整備した上で、当該システムと連携するプラットフォーム(全国共通システム)を整備することによって、事業者が一度に全地方公共団体に対して申請することを可能とする方法。
- プラットフォーム(全国共通システム)に、申請受付、結果登録、審査完了通知のほか、**名簿更新、名簿閲覧、個別審査(結果登録)の機能**を持たせるもの。



案4 全国単位(受付・共通審査のみ)(都道府県単位の共通化は任意)

- 全国単位で共通の入札参加資格審査申請システムを整備し、事業者が一度に全地方公共団体に対して申請することを可能とする方法。
- 全国共通システムについては、**全地方公共団体で共通的な機能**(申請受付、共通審査、結果登録、審査完了通知)のみを設けることによって、シンプル(実現可能性が高い)にしつつ、地方公共団体の判断により、**全国共通システムと県単位システム(又は単独の独自システム)を連携可能**とするもの。また、共通・選択申請項目等については、**共通審査団体や協議会事務局が共通審査**。

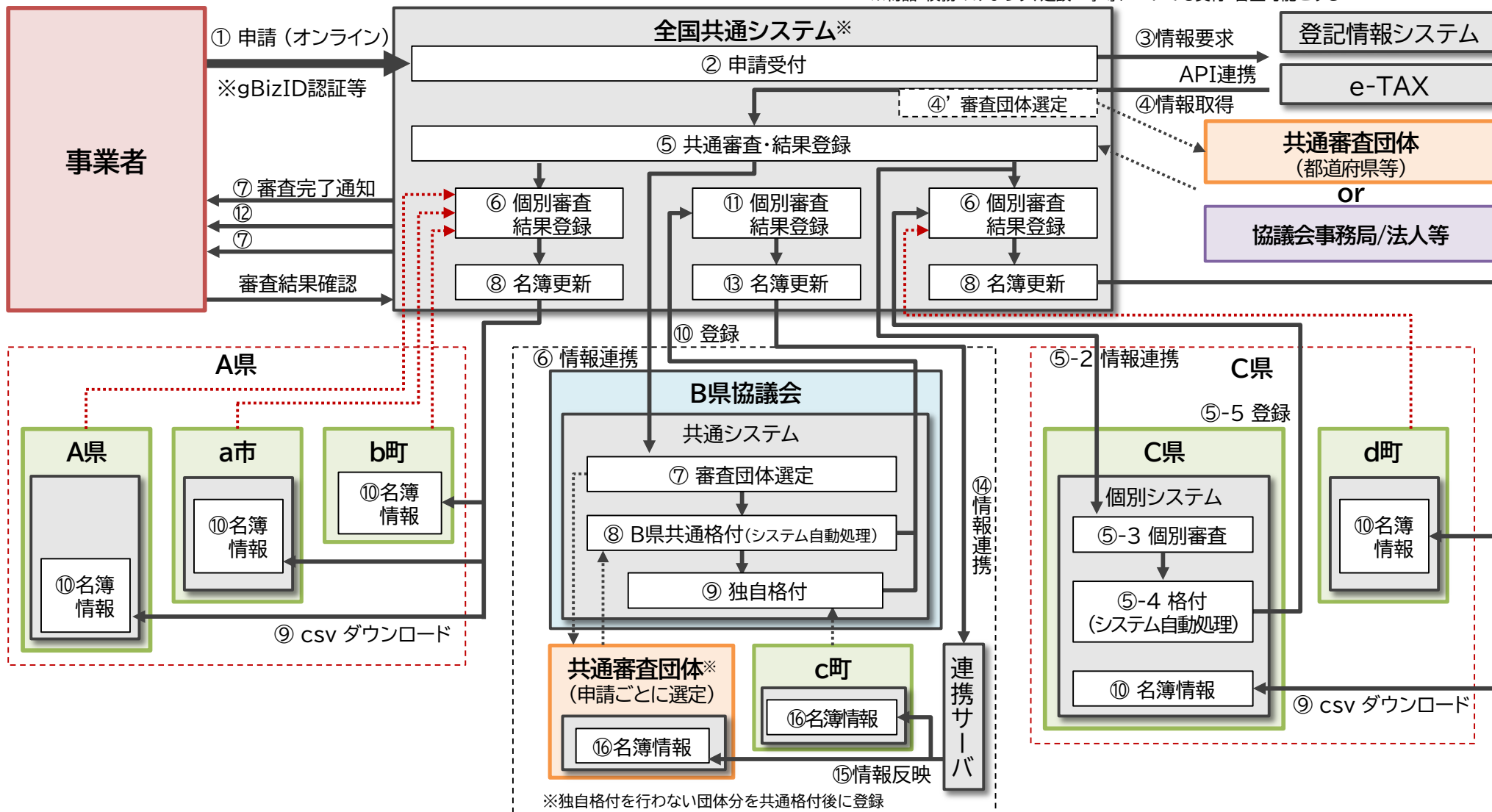
※物品・役務のみならず、建設工事等についても受付・審査可能とする



案5 全国単位(受付・共通審査・名簿更新)(都道府県単位の共通化は任意)

- 全国単位で共通の入札参加資格審査申請システムを整備し、事業者が一度に全地方公共団体に対して申請することを可能とする方法。
- 全国共通システムに、**多様な機能**を設けつつ、地方公共団体の判断により、**全国共通システムと県単位システム(又は単独の独自システム)を連携可能**とするもの。また、共通・選択申請項目等については、**共通審査団体や協議会事務局が共通審査**。

※物品・役務のみならず、建設工事等についても受付・審査可能とする



共通の入札参加資格審査申請システムの主な機能

- 全国共通システムを整備するとともに、その機能を拡充することに伴い、**事業者の利便性が向上する一方で、地方公共団体におけるシステム整備に係る自由度は小さくなるか**(地方公共団体ごとの審査に係る事務処理の実態を踏まえた機能の設定が難しくなるか)。

システムの機能		案1 -都道府県単位-		案2 -県単位+全国単位- (受付のみ)		案3 -県単位+全国単位- (受付・名簿のみ)		案4 -全国単位- (受付・審査のみ)		案5 -全国単位- (受付・審査・名簿)	
事業者側	地方公共団体側	全国	県	全国	県	全国	県	全国	県	全国	県
申請データの入力		-	○	○	-	○	-	○	-	○	-
必要書類アップロード		-	○	○	-	○	-	○	-	○	-
	全国単位と県単位の システム間の情報連携	-	-	○	○	○	○	○	※	○	※
	共通審査団体の選定	-		-		-		○	任意	○	任意
補正対応	共通審査(補正指示・登録等)	-		-	任意	-	任意	○	-	○	-
	個別審査(補正指示・登録等)	-		-		-		-	任意	○	任意
	格付け(自動処理)	-		-		-		-	任意	-	任意
	審査結果の登録	-	任意	○	-	○	-	○	-	○	-
	審査結果の通知(メール)	-		○	-	○	-	○	-	○	-
	資格者名簿の作成・更新	-		-		○	-	-		○	-
資格者名簿の閲覧	資格者名簿の公表	-		-	任意	○	-	-	任意	○	-
	名簿情報の連携 (csv等のダウンロード)	-		-		○		-	任意	○	
	名簿情報の連携 (個別システムとの情報連携)	-		-		○	任意	-		○	任意

各共通システムの特徴の比較

		案1 -都道府県単位-	案2 -県単位+全国単位- (受付のみ)	案3 -県単位+全国単位- (受付・名簿のみ)	案4 -全国単位- (受付・審査のみ)	案5 -全国単位- (受付・審査・名簿)
事業者の申請事務	申請回数	県ごと (最大47回)	1回	1回	1回	1回
	地方公共団体からの 補正指示 (共通・選択申請項目等)	県ごと	県ごと	県ごと	1団体から (共通審査団体や 協議会事務局等)	1団体から (共通審査団体や 協議会事務局等)
	地方公共団体からの 補正指示 (独自項目等)	県ごと又は 地方公共団体ごと	県ごと又は 地方公共団体ごと	県ごと又は 地方公共団体ごと	県ごと又は 地方公共団体ごと	県ごと又は 地方公共団体ごと
	審査結果(資格者名簿) の確認方法	県又は地方公共団体ご とのHP (又はシステム)	県又は地方公共団体ご とのHP (又はシステム)	全国共通システム (審査結果や名簿は 団体ごとに異なる)	県又は地方公共団体ご とのHP (又はシステム)	全国共通システム (審査結果や名簿は 団体ごとに異なる)
地方公共団体の審査事務	共通・選択申請項目等 の審査	県ごと	県ごと (他県の修正指示ごと に再審査が必要)	県ごと (他県の修正指示ごと に再審査が必要)	1団体 (共通審査団体や 協議会事務局等)	1団体 (共通審査団体や 協議会事務局等)
	独自項目等の審査 格付け	県ごと又は 地方公共団体ごと	県ごと又は 地方公共団体ごと	県ごと又は 地方公共団体ごと	県ごと又は 地方公共団体ごと	県ごと又は 地方公共団体ごと
	審査事務の 効率化効果	個別審査の有無・内容や共通化に伴う事業者の申請数の増加状況等、地域によって異なるか				
	審査事務の 処理方法の自由度	(相対的に) 高	中	中	中	低
	審査体制の構築に 向けた調整コスト	(相対的に) 低	低	低	高	高
	システム整備 ・保守・運用の トータルコスト	中 ?	高 ?	高 ?	低 ?	低 ?

- 1 システム検討部会(第1回)(令和6年7月5日) 構成員意見
- 2 共通システムによる事務フロー
- 3 共同受付・審査の方法**
- 4 論点

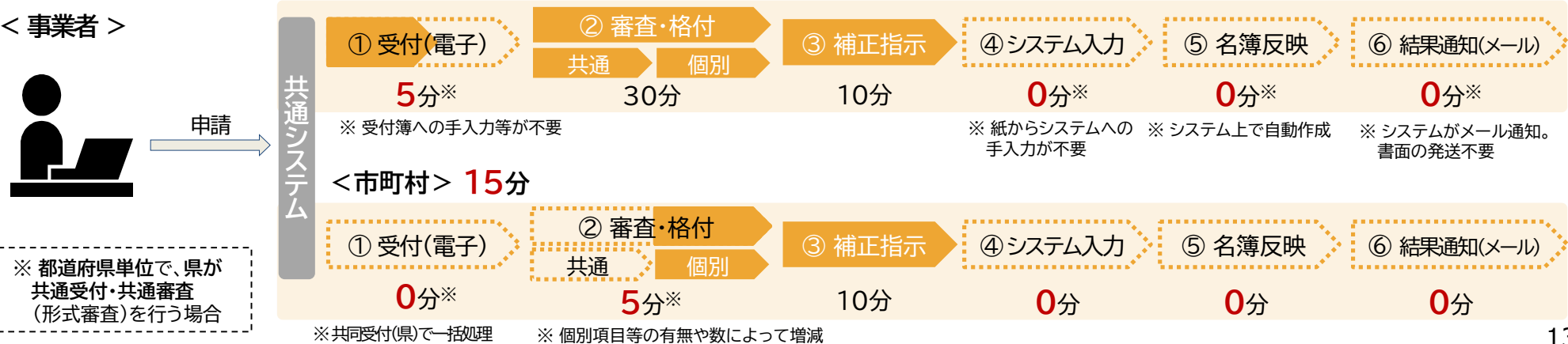
共通システムの導入・共同受付の実施による効率化効果

- 地方公共団体の審査事務は、受付、審査、補正指示、システム入力(審査システムへの反映)、名簿反映、結果通知等から構成されている。
- 申請を対面や郵送で受け付けている場合、**申請システムを導入**することによって、**紙を前提とした**受付、システム入力、名簿反映、結果通知等の**事務処理が電子化・自動化され、効率化**されることが見込まれる。
- また、**共通システムを導入**し、他の地方公共団体と**共同受付・審査**をすることによって、**共通項目等に係る審査事務が効率化**され、**地方公共団体トータルで事務負担が軽減**されるか。

現 状 (例)



共通システム導入後(例)



共通審査の方法

- 共通の入札参加資格審査申請システムを整備するに当たっては、共通審査の方法を検討する必要がある。
- 現在、共同受付・審査を行っている地方公共団体の事例を踏まえると、共同受付・審査の方法は、大きく以下の2つに分類できる。
 - ・「**共通受付窓口型**」 (共通審査(形式審査)を特定の地方公共団体が一括して行う方式)
 - ・「**審査担当団体選定型**」 (共通審査(形式審査)をあらかじめ定められた選定方法に基づき選定された地方公共団体が行う方式)

都道府県単位で共通審査を行う場合

案1、案2、案3

- 事業者の申請を都道府県単位の共通システムで受け付け、当該システムで審査を行う場合(全国共通のプラットフォームを経由して申請を受け付ける場合を含む。)には、**都道府県単位ごとに**、地方公共団体間で合意形成を図り、審査方法を決定することとなる。既存の共同受付・審査の取組を参考にしながら、地域の実情を踏まえて「**共通受付窓口型**」とするか、「**審査担当団体選定型**」とするかを選択することが考えられる。

※ 「共通受付窓口型」を採用している例 : 群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、長野県、大分県

※ 「審査担当団体選定型」を採用している例 : 愛知県、島根県

全国単位で共通審査を行う場合

案4、案5

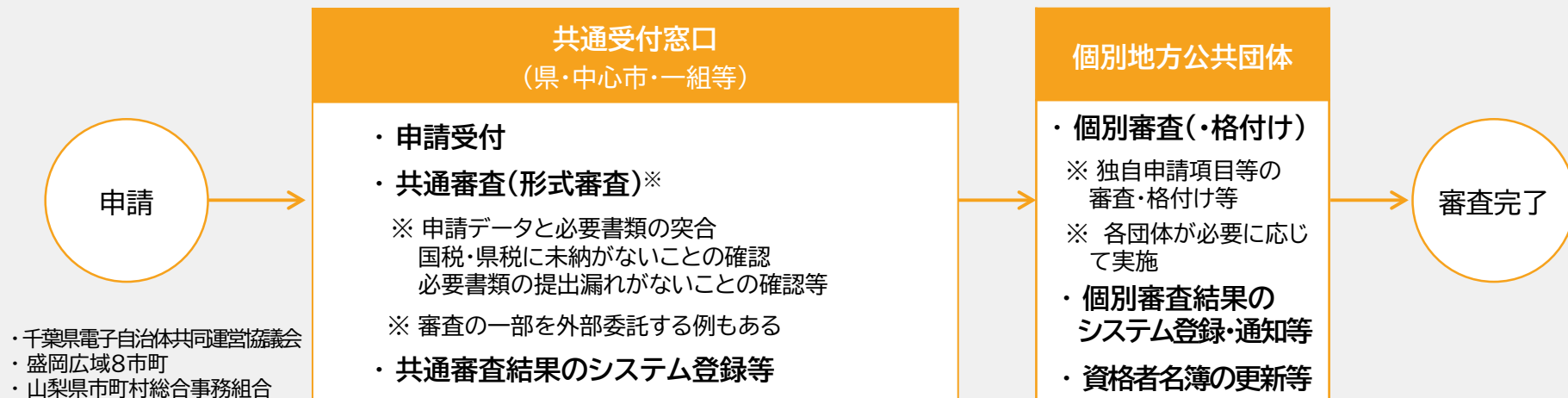
- 事業者の申請を全国単位の共通システムで受け付け、当該システムで審査を行う場合、共通・選択申請項目等について都道府県単位ごとに個別に審査(形式審査)を行うこととすると、事業者の1の申請に対して複数の地方公共団体が同じ審査を重ねて行うこととなり、非効率である。また、事業者にとっても、1回の申請(共通項目等)に対して複数の地方公共団体から不備の補正指示等がなされることとなり、事務負担が大きくなる。
- これを踏まえ、地方公共団体の審査事務の効率化や事業者の利便性向上を図る観点から、**全国単位の共通システムで審査を行う場合には、1事業者の共通項目等については、1団体(又は組織)が審査することが適当**である。
- このため、全国単位の共通審査システムの整備について検討するに当たっては、併行して、**全地方公共団体共通の審査方法として、「共通受付窓口型」と「審査担当団体選定型」のいずれの方法を採用すべきか、また、その具体的な方法をどのようにすべきかについて、実現可能性も含めて検討する必要がある。**

入札参加資格審査申請の共同受付・審査の方法

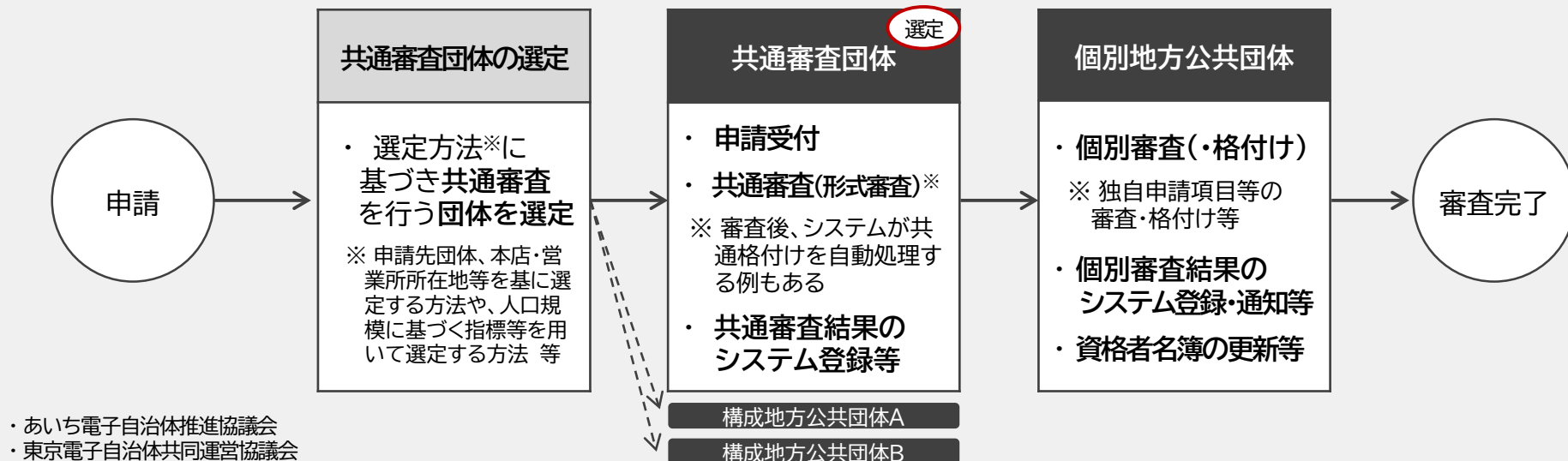
(参考) 地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会 システム検討部会(第1回)資料

- 事務フロー例を踏まえると、地方公共団体の入札参加資格審査申請の共同受付・審査の体制は、大きく以下の2つに分類できるか。
 - ・ **「共通受付窓口型」** (共通審査(形式審査)を特定の地方公共団体が一括して行う方式)
 - ・ **「審査担当団体選定型」** (共通審査(形式審査)をあらかじめ定められた選定方法に基づき選定された地方公共団体が行う方式)

共通受付窓口型



審査担当団体選定型



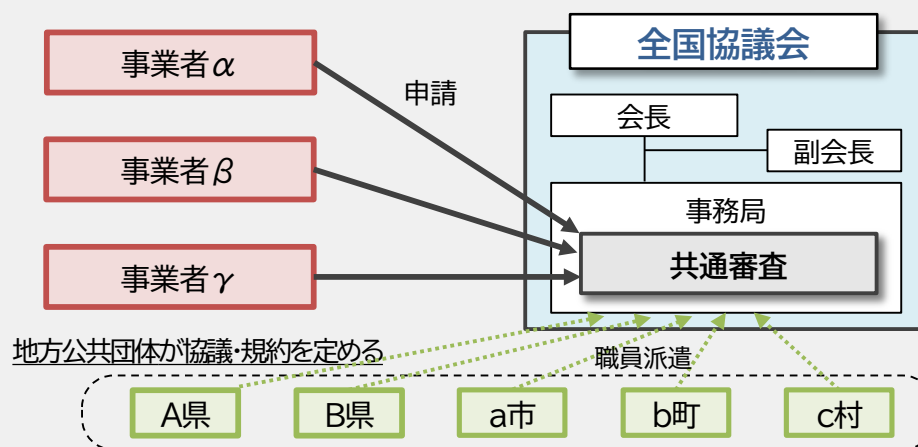
※ 実際には、共通審査の内容や個別審査の有無、審査結果の登録・通知の有無、資格者名簿の更新方法等は、個々の受付体制や個々の団体ごとに異なる。 15

全国単位で共通審査を行う場合の審査方法（共通受付窓口型）

- 現状、都道府県単位の共通受付窓口型による共通審査（形式審査）については、県が共通受付窓口として県内市町村分を含めて一括して審査する形で行われている。
- 全国単位で共通受付窓口型により共通審査を行う場合には、都道府県を含む全地方公共団体を包括する地方公共団体がないことから、新たに、共通受付窓口として全地方公共団体分を一括して審査する体制を構築する必要があるか。**
この体制として、例えば協議会や法人等が考えられるか。

協議会

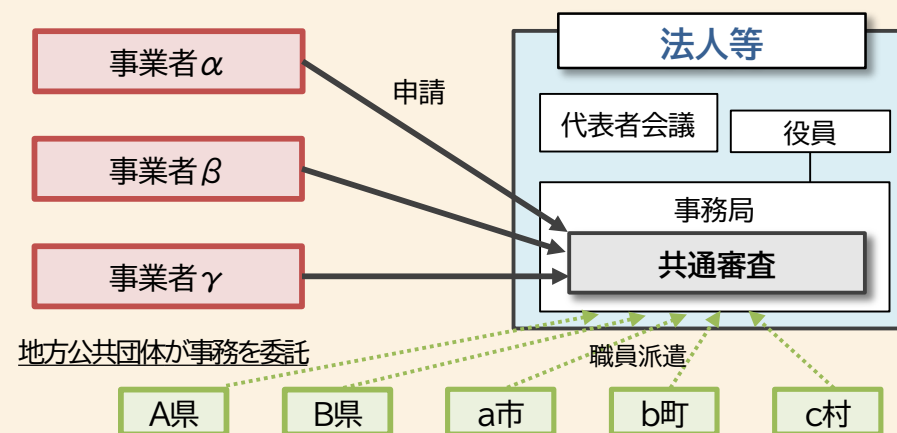
- 共通審査を共同して行うこと等を目的として、全ての地方公共団体が協議により規約を定め、**法人格を有しない**協議会を設置。
- 各地方公共団体から協議会に職員を派遣し、協議会（事務局）において全事業者の共通・選択申請項目等について形式審査。



- 法人格を有しないことから、共通システムを整備する場合には、**システムの整備や保守・運用の主体（契約主体）となり得ない**。
- 全団体で構成することにより、迅速な意思決定や機動的な対応が難しい。審査に係る責任の所在があいまいとなる可能性。
- 現に、都道府県単位の共同受付・審査体制として導入されている方法（知見・経験が蓄積）であり、実現しやすいか。

法人等

- 法人等に共通審査を委託し、当該法人において全事業者の共通・選択申請項目等について形式審査。**

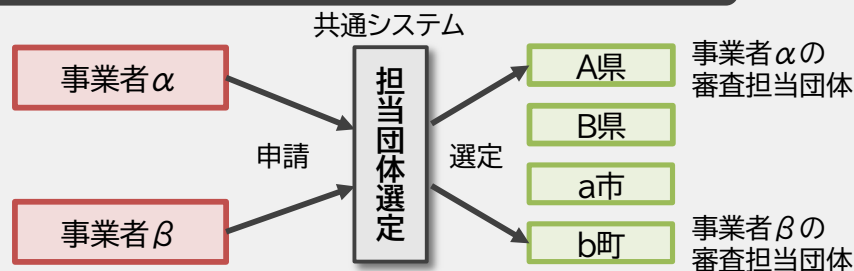


- 共通システムを整備する場合には、法人等が**システムの整備や保守・運用の主体（契約主体）となる**ことができる。
- 法人として審査の事務を処理することから、審査に係る責任の所在が明確となる。

全国単位で共通審査を行う場合の審査方法（審査担当団体選定型）

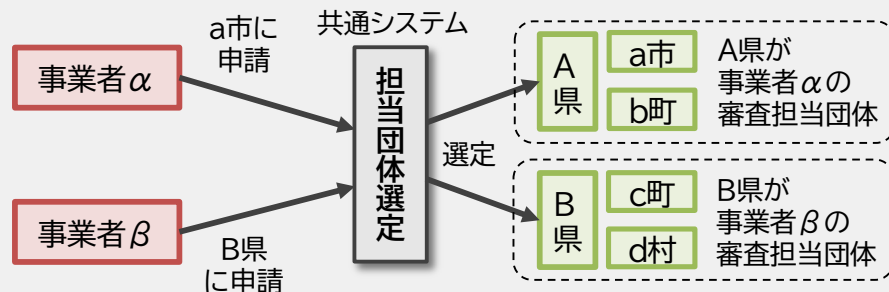
- 現状、都道府県単位の審査担当団体選定型による共通審査（形式審査）については、事業者の申請時に、あらかじめ定められた選定方法に基づき選定された県、市町村等が共通審査担当団体として県内市町村分を一括して審査する形で行われている。また、市町村間の連携に基づく共通審査の取組においては、定期申請時期ごとに輪番制で共通審査担当団体を選定している例もある。
- これらの取組を踏まえ、**全国単位で審査担当団体選定型により共通審査を行う場合には、どのような体制を構築することが考えられるか。**また、審査担当団体の選定対象に市町村を含めるか。

A 全地方公共団体が審査担当団体として共通審査



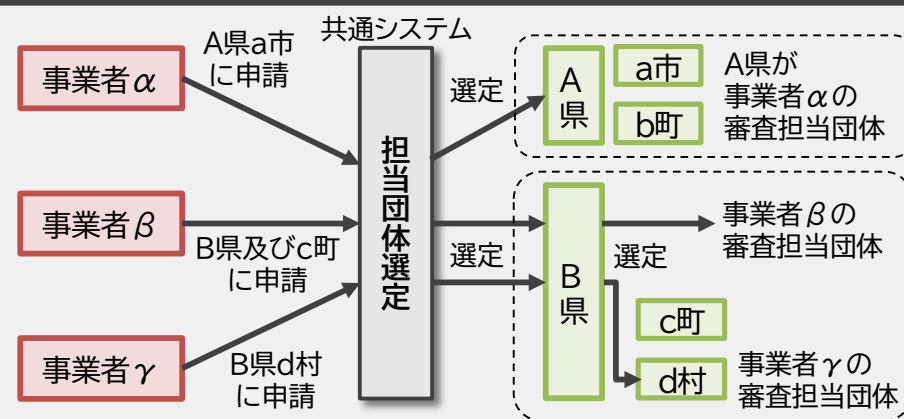
※ 全団体で共通審査することにより、**1団体当たりの共通審査に係る事務負担が最も小さくなるか。**他方、共同受付を実施することに伴い、申請件数（＝個別審査の件数）が増加することが見込まれる中、**市町村が共通審査に対応できるか。**

B 県が審査担当団体として区域内の市町村分を含めて共通審査



※ 都道府県が共通審査することにより、**市町村の審査に係る事務負担が最も小さくなるか。**他方、**都道府県の事務負担が大きくなる。**市町村は、都道府県に対する職員派遣や経費負担が必要となるか。

C 各県単位が審査担当となるが審査体制は各県単位で決定して共通審査



※ 各県単位で審査担当団体の選定方法を定めることにより、**地域ごとに、実態を踏まえた最適な審査体制を構築することができるか。**他方、県単位ごとの審査担当団体の選定を共通システムで行うこととする場合には、システムの機能が高度化し、**システム整備に係るコストが大きくなる可能性もあるか。**

輪番制により共通審査

- 定期申請ごとに**輪番制**で共通審査担当団体を選定しておき、当該共通審査担当団体が共通審査を行う方法

※ 地方公共団体は、審査担当でない年度においては、審査に係る事務負担が小さくなる一方、**審査担当となる年度においては、審査担当団体数が（A～Cと比べて）少ないことから、事務負担が大きくなるか。**また、**各団体において共通審査のノウハウを蓄積しにくい。**

共同受付・審査の体制の類型

(参考) 地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会 システム検討部会(第1回) 資料

- 地方公共団体は、共同で受付・審査を行おうとする団体の構成や事務の実情を踏まえて共同受付・審査の体制を構築しており、その**構築方法**は地域ごとに異なっているが、構築事例を踏まえると、概ね下表の「協議会型」、「協定型」、「一部事務組合型」に分類できるか。また、それぞれのメリット・デメリットをどう考えるか。

	協議会型(県＋市町村)	協議会型(市町村)	協定型	一部事務組合型
構成	協議会(県が事務局) ↓ 部会/委員会 等※ ↓ 検討会/担当者会議 等※ ※ システム開発・改修・運営、審査方法、規定・規則等を協議	協議会※1 ↓ 部会/委員会 等※2 ↓ 検討会/担当者会議 等※2 ※1 幹事団体は輪番制等 ※2 協議会の構成は地域ごとに異なる	共同受付に係る協定を締結 意見交換会や検討会を開催	(組合理約による共同処理) 協議会 → 組合議会 ↓ 担当課長会議/幹事会 ↓ 担当者会議 ※ 協議会の構成は地域ごとに異なる
項目等 決定方法	検討会等 → 部会等 (協議・決定等)	部会等 → 全体会議等 (協議・決定等)	意見交換会/検討会 における協議・検討	担当者及び担当課長会議の 協議を経て、協議会で決定
人的体制	県職員 ※ 派遣職員の派遣を受ける例もある ※ 県が市町村から審査事務を受任する例もある	幹事団体職員 複数の 構成団体が 輪番で 職員を派遣	県/中心市等職員	一部事務組合職員
受付・ 審査方法	共通受付窓口型 審査担当団体 選定型	共通受付窓口型 審査担当団体 選定型	共通受付窓口型	共通受付窓口型
契約締結	協議会(又は県)がシステム保守 管理・改修等に係る契約を締結 ※ システム利用契約は各団体が個 別に契約する例もある	例1 幹事団体がシステム保守管 理・改修等に係る契約を締結 例2 各構成団体が契約を締結	県/中心市等が保守管理・改修等 に係る契約を締結	一部事務組合が保守管理・改修等 に係る契約を締結
経費負担	構成団体の負担金 ※ 経費の按分方法は、均等割・ 人口割・名簿登載者数割等、様々	構成団体の負担金(例1の場合) ※ 経費の按分方法は、均等割・ 人口割・名簿登載者数割等、様々	構成団体の負担金 ※ 経費の按分方法は、申請件数割・ 名簿登載者数割等、様々	構成団体の負担金 ※ システム改修費等に加え、審査 事務費を均等割・名簿登載者数割 等で按分
団体例	群馬県、千葉県、 神奈川県、 長野県、大分県	愛知県、島根県	北上市、 多賀城市	町田市
			埼玉県、盛岡市	山梨県市町村総合事務組合 三重県市町村総合事務組合

- 1 システム検討部会(第1回)(令和6年7月5日) 構成員意見
- 2 共通システムによる事務フロー
- 3 共同受付・審査の方法
- 4 論点**

共通の入札参加資格審査申請システムの整備の方向性

- 共通の入札参加資格審査申請システムの整備の方向性について、**案1から案5までのうち、いずれの案が最も望ましい、かつ、実現可能性が高いと考えられるか。**

※ 事業者(複数の地方公共団体に申請する事業者や地域の中小事業者)及び地方公共団体の事務負担の軽減、審査事務その他関連事務の実態、合意形成に係る調整コスト、地方公共団体におけるシステムの整備状況(共通又は独自システムの整備状況、カスタマイズの状況(格付機能等)、他の内部システムとの連携状況等)、共通システムに設けるべき機能、共通システムの整備・保守・運用等に係るトータルコスト等の観点からどう考えるか。

- 案1から案5までの**共通の入札参加資格審査申請システムの整備を実現するに当たって、課題となる事項(検討しなければならない事項)としてどのようなものがあるか。**また、その課題について、どのような方向性で検討することが考えられるか。

(例) ・ 地方公共団体共通の事業者番号(識別番号・ID等)や認証方法として何を用いるべきか。(法人番号、gBizID、マイナンバー等)
・ 共通システムと情報連携させることが望ましいシステムとしてどのようなものがあるか。(登記情報システム、e-TAX等)
・ 共通システムに設けるべき機能として、各案に掲載しているもののほか、どのようなものがあるか。(認定通知書の発行機能等)
・ 電子化・オンライン化に対応できない事業者への配慮が必要か。(郵送・オンラインの併用等)
・ 必要書類の原本提出の必要性についてどう考えるか。(委任状等(共通システム上での委任情報の登録等))
・ 共通システムを実現するために、各地方公共団体において審査事務のBPR(事務フローの見直し等)を検討する必要があるか。

共同受付・審査体制の整備の方向性

- 仮に、全国的な共同受付・審査体制を構築する場合、共通審査(形式審査)の方法について、**「共通受付窓口型」と「審査担当団体選定型」のうち、いずれの方法が望ましいと考えられるか。**

※ 都道府県・市町村それぞれの事務負担の大きさ、審査事務の実態等の観点からどう考えるか。

- 「共通受付窓口型」によることとする場合は、「協議会」方式と「法人等」方式のうち、いずれの方式が望ましいと考えられるか。
- 「審査担当団体選定型」によることとする場合は、「全地方公共団体が審査担当団体として共通審査」する方式、「県が審査担当団体として区域内の市町村分を含めて共通審査」する方式、「各県単位が審査担当となるが審査体制は各県単位で決定して共通審査」する方式、「輪番制により共通審査」する方式のいずれの方式が望ましいと考えられるか。